自分らしく生きるために

任意後見のすすめ

―利用の促進と濫用の防止にむけてー



認定NPO法人東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

『任意後見のすすめ』発行にあたり

このたび、約5年間の市民後見活動の成果を踏まえて『任意後見のすすめ』を発行する 運びになりました。副題に「利用の促進と濫用の防止に向けて」と付する理由には、任意 後見の光と影の部分を明らかにすることで制度の在り方を問い、問題提起型の情報誌とし ての役割を果たしたいとの私たちの願いが込められています。

平成12年4月、人間の尊厳を守り権利を擁護するための制度として、「自己決定権の 尊重」「normalization」などの崇高な理念を掲げて成年後見制度が発足しました。当時、 立法担当者の基本的な考え方では、この制度の潜在的な利用対象者は人口の1%、約120 万人と想定されていました。新たに補助制度と任意後見制度が設けられ、成年後見制度は この二つの制度を軸に飛躍的に進展していくものと期待されていたのです。

ところが、発足後 14 年間の運用実態は当初の予測と大きく違い、利用そのものが低調であるばかりか、後見類型の偏重、補助類型の低迷、任意後見の不振という、欧米の先進諸国では類を見ないような特異な形で運用されてきました。

どこに原因があるのでしょうか。ここでこの問題に立ち入ることは控えますが、私たちは、成年後見制度の「自己決定権の尊重」という理念を最も体現していると言われる任意 後見制度が広く日本社会に受け入れられ、その利用が促進されていくことが望ましいと考 えております。

しかしながら、この制度には大きな問題点が内在することも事実であり、「契約自由の原則」のもとに、悪しき動機を持った代理人等による制度の濫用、利益相反行為、倫理的・ 道義的に問題ある事例が多発している現状をこのまま見過ごすことはできません。

この小冊子は、一方で任意後見制度の利用を促進する立場から制度の特徴や利点を正しく伝え(アクセル)、他方で市民の目線、市民の立場から制度の課題や濫用の問題を明らかにして(ブレーキ)、身寄りのない高齢者などが、安心してこの制度を利用できるような「手引書」として作成したものです。

法律の専門家でもない、ごく普通の元気シニアや主婦などが、自分たちの人生経験、社会人としての健全な判断力、日常の常識に立ち返って任意後見制度のあるべき姿を追求したものだけに、不十分な面も多々あるかと存じますが、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

平成 27 年 1 月 認定 NPO 法人東葛市民後見人の会 理事長 星野 征朗

目 次

I 日本社会の現状と「市民が市民を支える社会」の必要性	3
Ⅲ 成年後見制度とは	3
1. 法定後見制度とは	
2. 任意後見制度とは	
3. 成年後見制度の在り方と期待される市民後見人像	
Ⅲ 任意後見制度のあらまし	6
1. 任意後見契約を結ぶには	
2. 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用	
3. 任意後見制度はどんな場合に利用されるか	
4. 任意後見人の職務	
5. 任意後見人、任意後見監督人に対する報酬等	
6. 任意後見の具体的事例と任意後見の時系列的流れ	
IV 任意後見のすすめ	9
1. 任意後見の特徴と留意点	
2.NPO 法人等が任意後見人になる場合の優位性	
V 任意後見の濫用の防止に向けて	10
1. 任意後見の濫用の代表的な3つのケース	
2. 任意後見の裁判事例が示唆すること	
VI 任意後見に対する当会の基本姿勢(行動指針)	13
VII 任意後見のご相談は当会へ	14
<資料編>	15
書式例1 継続的見守り契約	
書式例 2 任意後見契約	
書式例3 いざというときの意思表示	
書式例 4 死後事務委任契約	

I 日本社会の現状と「市民が市民を支える社会」の必要性

日本社会は今、急速に進む少子高齢化、核家族化、高齢者の孤立化、人口の減少などの歴史的な大変動に直面し、誰もが日本の前途や自分の将来に強い不安を抱いております。

とりわけ認知症高齢者は予測を上回るペースで増え続けており、全国で 462 万人と推計されています。私たちの地域社会でも、医療・介護サービスが必要な高齢の単独ないし老々世帯、身寄りのない高齢者が急増し、振り込め詐欺など悪徳商法の被害を受け、生活面で困難を抱える方も少なくありません。これらの孤立しがちな高齢者に加えて、知的障害者の 55 万人、精神障害者の 320 万人が「親亡きあと」の深刻な悩みを抱えており、これからは家族や行政と連携した地域支え合いのシステムづくりが急務になってきました。

こうした現状を踏まえ、**認定NPO法人東葛市民後見人の会は**、東京大学市民後見プロジェクト、行政、地域などと連携して**「市民が市民を支える社会**」をめざします。

Ⅱ 成年後見制度とは

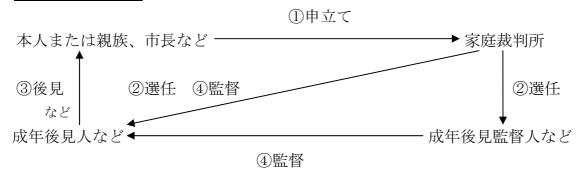
平成 12 年度に創設された成年後見制度は、認知症、知的・精神障害などの理由で判断能力が不十分な人が、日常生活面や財産管理面で不利益を被ること、悪徳商法などの被害者になることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

この制度には法定後見制度と任意後見制度がありますが、任意後見の登記がなされている場合は、法定後見の審判は原則できないこととされています(任意後見優先の原則)。

1. 法定後見制度とは

法定後見制度は、本人の判断能力に応じて**後見、保佐、補助**の3つの類型があり、それぞれ成年後見人、保佐人、補助人となります。民法に基礎をおくもので、家庭裁判所の審判によって成年後見人等には代理権、同意権・取消権などの法的な権限が与えられることから、「法定後見」と呼ばれます。成年後見人等を監督する成年後見監督人等が選任される場合もあります。成年後見人等には個人だけでなく、社会福祉協議会やNPO法人なども選任されます。

法定後見の仕組み



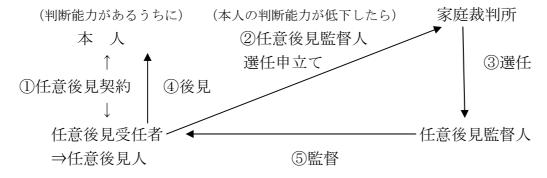
- ①成年後見人等と本人との関係 親族に代わって第3者後見人(弁護士、司法書士等の職業後見人)が急増し、直近では全体の58%を占めるようになりました。
- ②首長申立ての急増 身寄りのない高齢者、親族との係わりの薄い「親亡きあとの」障害者、生活保護者などを対象として、首長申立て件数が年間5千件を超えました。
- ③被後見人の財産横領事件の多発 親族ばかりでなく、弁護士や司法書士などの職業後見人による不正事故・横領事件が頻発しています。この事態を憂慮した家庭裁判所は、被後見人の金融資産が一定額を超える場合は、後見監督人の選任(親族後見人の場合)や後見制度支援信託の利用を義務づけるようになりました(職業後見人の場合)。
- ④後見業務の継承の悩み 親族後見人の高齢化や病気などで後見業務の継承に関する相談が増えてきました。兄弟姉妹間、親が認知症で子が障害者の場合などは切実な悩みです。

2. 任意後見制度とは

任意後見制度は、本人(委任者)の判断能力が十分あるうちに、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見受任者)に、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人の生活、療養看護や財産管理に関する事務を委託し、その事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

この制度は、「任意後見契約に関する法律」に基礎をおきます。後見する人(任意後見人)の選定とその権限はすべて任意の契約で定めるため、「任意後見」と呼ばれます。この場合の権限は代理権があるのみで、同意権・取消権はありません。本人の判断能力が低下し、任意後見開始が必要となった段階で、家庭裁判所に**任意後見監督人の**選任を申立て、選任された後に、任意後見受任者は**任意後見人**となってその職務を開始します。

任意後見の仕組み



3. 成年後見制度の在り方と期待される市民後見人像

- (1) 成年後見制度の運用実態(平成 12~24 年概況)
- ① 平成 24 年 12 月末現在の利用者数 166,289 人 法定後見 136,484 人、保佐 20,429 人、補助 7,508 人 任意後見 1,868 人
- ② 13年間の法定後見開始の審判の認容件数 255,595件後見 219,860件(86.0%)、保佐 25,377件、補助 10,358件任意後見契約締結の登記件数 67,076件任意後見監督人の選任件数 3,488件(全体の 5.2%)
- (2) 分析結果

<u>先進国は人口の1%(近時2%、独3%)の利用が普通ですが、日本の場合は、</u>以下のような特異性が指摘されています。

- ① 成年後見制度の利用そのものの低調、② 後見類型の偏重 ③ 補助類型の低迷
- ④ 任意後見の不振(任意後見監督人選任件数も低い)
- (3) 不振の理由
 - ①1898 年以来の禁治産・準禁治産制度が廃止され、成年後見制度の導入後も、 生活支援の制度ではなく財産保護の制度として運用されてきたこと
 - ②第3者後見の担い手として、本来的に身上監護面よりも代理・代行業務が 専門の弁護士や司法書士等が中心を占めてきたこと
 - ③成年後見制度に対する国民的理解の不足、周知・普及活動の遅れ
- (4) 今後の成年後見制度の在り方
 - ①財産管理中心から身上監護重視の考え方の一層の浸透
 - ②後見偏重から補助・保佐を活用する制度へ
 - ③代理・代行意思決定(substituted decision-making)から 支援付意思決定(supported decision-making)の制度へ
 - ④任意後見制度の一層の拡充
- (5) 新しい地域支え合い、地域支援の仕組みづくりを促す要因
 - ① 認知症高齢者の急増、「親亡きあと」の障害者に対する支援体制
 - ② 厚労省の市民後見推進事業、老人福祉法 32条の2の新設など矢継ぎ早の法改正
 - ③ 障害者権利条約の批准 平成26年1月
 - ④ 要支援サービスの自治体への移管、障害者の施設・病院から地域への移行 自治体や地域の力量が問われる時代が始まりました。
- (6) 期待される市民後見人像
 - ①高い社会貢献意欲、倫理感を備えた担い手=市民後見人の育成は時代の要請といえます。
 - ②身寄りのいない高齢者や「親亡きあと」の障害者の被後見ニーズは強いものがあります。 継続的見守り、任意後見事務、死後事務まで担える良質な市民後見人の育成は急務と言えます。
 - ③成年後見制度は身上監護が中心に→第3者後見は職業後見人から市民後見人が主流に

Ⅲ 任意後見制度のあらまし

1. 任意後見契約を結ぶには

任意後見制度を利用するには、以下のような手続が必要になります。

- ① 本人と任意後見受任予定者との信頼関係のもとに、本人が希望する支援内容や任意後 見受任者に依頼する内容(代理権を付与する事項)を決定します。この契約書案には、 「家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から契約の効力が発生する」旨の定めを記 載することが義務付けられています(任意後見契約に関する法律第2条)。
- ② 公証役場で公正証書による任意後見契約を締結します。公証人が関与することで、契約の締結が本人の真意に基づくものであるかどうか、契約の内容が法律的に有効であるかどうか、などの点が確認されます。特に、任意後見は、本人の意思能力や判断能力、理解力などの確認が重要であるため、公証人が直接本人に面接することが必要とされています。契約のさいは以下の書類が必要になります。

委任者(本人) 印鑑登録証明書、戸籍謄本または抄本、住民票

任意後見受任者印鑑登録証明書、住民票

*法人の場合は、印鑑登録証明書、登記事項証明書(登記簿謄本)

- ③ 公証人からの嘱託により、すべての任意後見契約は法務局で登記されます。
- ④ 本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。 申立権があるのは本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。
- ⑤ 任意後見監督人が選任された段階で、任意後見受任者は任意後見人となり、その職務 がスタートします。後見人の職務内容は任意後見の委任者と受任者の契約によります。

2. 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用

公正証書作成の基本手数料 11000 円、登記嘱託手数料 1400 円、登記印紙代 2600 円、 本人・受任者等に交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など。

3. 任意後見制度はどんな場合に利用されるか

任意後見契約には、以下の3つの類型があります。

① 将来型任意後見契約

将来、自己の判断能力が低下した時点で初めて任意後見人による保護を受けようとする場合の契約です。→任意後見の本来の趣旨に適った望ましい類型です。

② 移行型任意後見契約

契約締結時に、委任者が受任者との間で財産管理等委任契約を結び、適宜の時期に 預貯金通帳等の財産を引渡して財産管理事務を委任し、自己の判断能力が低下した のちも、任意後見人として事務処理を続けてほしい場合の契約です。 →<u>任意後見監督人選任の申立てが正しく行われないなどの弊害がしばしば指摘され、</u> 制度の濫用の問題につながりやすいケースといえます。

③ 即効型任意後見契約

軽度の認知症等の状態にある人(法定後見の補助相当)が、法定後見よりも任意後見による保護を選択し、契約締結と同時にその効力を発生させる場合

→<u>本来、任意後見契約は本人が十分な判断能力があるうちに結ぶことが前提です。</u> 判断能力に多少問題がある場合は、法定後見の補助で対応すべきでしょう。

4. 任意後見人の職務

① 職務の範囲

本人が任意後見人に委任する職務の範囲は、当事者間の合意によって決まりますが、 本人の生活状況、財産状況、契約締結の動機や目的など個々のケースごとに異なります。 本人の意向を十分考慮して職務の範囲を決めることが大切ですが、一般的には以下のよ うな事項が任意後見人の職務になります(資料編「任意後見契約」の代理権目録参照)。

(財産管理に関すること)

- ・ 財産の管理、保存及び処分に関する事項
- ・ 金融機関等との預貯金取引に関する事項
- ・ 年金など定期的な収入の受領、定期的な支出・費用の支払に関する事項
- ・ 遺産分割など相続に関する事項 など (身上監護に関すること)
- ・ 要介護認定の申請や介護契約などに関する事項
- ・ 有料老人ホームの入居契約を含む福祉関係施設への入所に関する事項
- ・ 医療契約、入院契約に関する事項 など
- ② 当事者間で任意後見人の職務の範囲(代理権)を限定することもできます。例えば、代理権目録に記載された代理権を付与する事項の一部について、任意後見監督人の書面による同意(承認)を要する旨の特約目録を契約書に盛り込むことも可能です。

5. 任意後見人、任意後見監督人に対する報酬等

① 任意後見人に対する報酬額

当事者間で決定し、契約書に記載します。任意後見契約の発効後、任意後見人が管理する財産の中から支出されます。当会が任意後見人になる場合は、専門職後見人に比べてボランタリーな報酬での対応が可能です。

② 任意後見監督人に対する報酬額

任意後見監督人に対する報酬額は、選任した家庭裁判所が本人の財産額等を考慮して決定し、任意後見人の管理する本人の財産から支出されます。

③ 事務処理費用

財産管理や身上監護に要する費用は、任意後見人の管理する財産から支出されます。

6. 任意後見の具体的事例と任意後見の時系列的流れ

Dさん(75歳)は、5年前に妻を失い、その後は一人暮らしを続けています。子供はいません。厚生年金を受給しており、ある程度の蓄えもあるので生計の不安はありません。現在は家事など一人でできますが、病気を持っており将来に不安を感じてます。兄弟はいますが、遠方に居住しているため、頼る気持ちはありません。

いずれは面倒をよくみてくれる施設に入所したい、また、自分が亡くなったら簡素な葬式や納骨をしてもらい、親族に相続財産を引き渡してほしいと思っています。

⇒Dさんは、任意後見受任者と次のような契約を結びます。

ア 継続的見守り契約(公正証書も可) (書式例1)

イ 任意後見契約(公正証書) (書式例2)

ウ いざという時の意思表示 ※ (書式例3)

工 死後事務委任契約(公正証書) (書式例4)

(※ 万一に備えて、本人が自分の意思(希望や要望など)を受任者に託すもので、 公正証書又は公証人の認証形式で行われます。)

① 継続的見守り契約

受任者が本人の生活の本拠地を月1~2回訪問して面談し、本人の生活の質の改善・ 向上のための生活上の支援を行ない、生活状況及び心身の健康状態の把握に努めます。 この間、本人の介護サービスや介護施設入所等に関する相談、入所契約の支援、入所 後の定期的な訪問などの支援も行ないます。

② 任意後見契約の発効

本人の判断能力が不十分になった段階で、任意後見受任者は家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。任意後見監督人の選任後、任意後見契約が発効し、任意後見受任者は任意後見人としての職務を開始します。

③ いざという時の意思表示

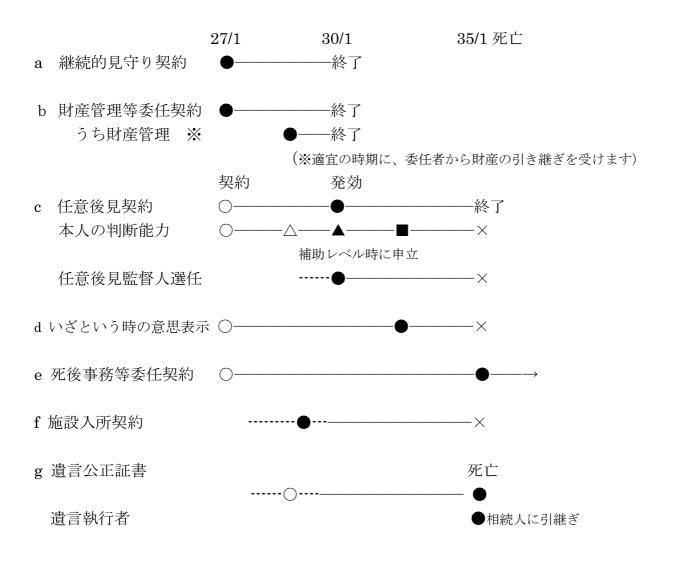
終末期医療等の段階を迎えると、本人があらかじめ受任者に託した胃瘻などの手術や 延命措置の要否などの希望に沿って対応することになります。

④ 死後事務等委任契約

本人の死亡後、本人の希望する葬儀の執行、菩提寺への納骨や法要、相続人等への遺産の引継ぎなどの事後処理を行います。

こうした事務処理の流れを時系列的に捉えると以下のようになります。このケースでは、 27/1 任意後見契約等締結、同時に財産管理等委任契約締結(ただし、必要な場合のみ) 30/1 本人の判断能力低下、任意後見監督人選任の申立て、任意後見契約発効

35/1 本人死亡、それまでに施設入所契約締結、遺言公正証書作成 まで想定しました。



IV 任意後見のすすめ

1. 任意後見の特徴と留意点

任意後見制度は、本人(委任者)の判断能力があるうちに、自分の考え方・希望にそって任意後見人に依頼する内容を決めることができるうえ、死後事務まで委任できるなど、法定後見制度に比べて弾力性に富んだ制度といえます。自分の将来について熟慮し、信頼できる人を自らの意思で任意後見人として選び、その人との信頼関係を築きつつ将来に備えるという点で、「自己決定権の尊重」という成年後見制度の理念に最も適った優れた制度と言えます。

一方、家庭裁判所による後見人等の選任や監督というチェック機能が働く法定後見と違い(最近は、法定後見の場合でも後見人等による財産横領事件、不正事故が多発していま

す。)、任意後見人が不正行為を犯しても発見されにくい場合がありますので、<u>この制度を</u>利用するときは**当事者間でよく検討し、高い倫理観を持った人(法人)を任意後見受任者に選ぶことが肝要です。**

- ①本人の判断能力が不十分な状況になった場合に、任意後見受任者が家庭裁判所に任意 後見監督人選任の申立てをする必要があるかどうかは、任意後見受任者の判断に任さ れており、法的な義務がありません。
- ②契約と同時に**財産管理等委任契約**を公正証書で締結し、任意後見契約の発効前から 任意後見受任者に事務委任することがしばしば行われます。そのさい、任意後見監督人 選任の手続きが行われない場合は、委任契約のみが続行することになります。
- ③法定後見制度における成年後見人等の代理権は本人の死亡で失われ、本人の葬儀や遺産 処理などの死後事務を行うことはできません。そこで、身寄りのない方などの場合は、 「いざという時の意思表示」を受任者に託し、**死後事務委任契約を**結んで早目に老い支度 を整えておく高齢者が増えてきました。

2. NPO 法人等が任意後見人になる場合の優位性

当会が任意後見人(受任者)になると、

- ①地域社会で共に暮らす市民後見人が受任することで、委任者との信頼関係を築きやすく、 本人の考え方や生活環境などを任意後見契約に反映させることができます。
- ②住み慣れた自宅で最期まで、と希望するお年寄りが増えています。職業後見人に比べて、 本人の生活の質の向上などの身上監護面に一層配慮することができます。
- ③任意後見の場合、本人の判断能力が十分な段階から死後事務までの長期間のつながりになります。任意後見人が個人の場合は死亡や病気で中断するおそれがありますが、法人の場合は担当者の交替のみで職務を継続できます。
- ④法人で受任するので内部の相互監視体制が働きます。個人で受任する場合に比べて不正 の発生が起こる可能性が特段に低いと言えます。
- ⑤現役時代に培った専門的な知識・技能や経験を有する元気シニアや介護経験などのある 主婦などが生み出すシナジー効果こそ、法人市民後見の最大の強みといえます。高い社 会貢献意欲と倫理観を備えた市民後見人が担い手になることで、職業後見人とは違った 市民感覚での支援活動を提供できます。

V 任意後見の濫用の防止に向けて

契約自由の原則のもとに、任意後見制度が本来の趣旨を大きく外れ、濫用に近い形で運用されている実態が浮き彫りになっています。かつて有力全国紙が「成年後見制度の闇」 と題してこの問題を特集し、警鐘を鳴らしました。日本成年後見法学会、日本弁護士連合会、司法書士団体のリーガル・サポートなども、機会あるごとにさまざまな改善、改正の 提言を行なっています。

1. 任意後見の濫用の代表的なケース

(1) 有料老人ホームに入所するさいに任意後見契約を結ばされるケース

有料老人ホームなどに入所するさい身元引受・保証を求められます。問題は身寄りのない(子供のいない) 老夫婦が入所する場合です。通常はその施設とも関係の深い保証専門会社や司法書士などの専門職と任意後見契約を締結することを入所の条件にされます。施設に入りたい一心から任意後見契約の内容をよく理解できないまま受動的に契約してしまうケースが多いようです。公正証書の作成にかかわる公証人の立場では、本人の真意や判断能力、契約締結能力に多少の疑問があっても嘱託を拒絶することは難しいというのが現実です。

(2) 任意後見契約と同時に財産管理等委任契約まで締結するケース

財産管理等委任契約は、判断能力のあるうちに、将来に備えて一定の代理権を受任者に 付与しておく契約であり、この財産管理等委任契約と任意後見契約をセットで締結するも のを、一般に「移行型」と呼んでいます。

ここでの問題点は、委任者の判断力がすでに衰えてきたにも関わらず、任意後見受任者が任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立てを行わず、財産管理契約のみが継続されて財産横領や不正事件が引き起こされるケースです。

任意後見受任者には任意後見監督人の選任申立て権限はありますが、法律上の義務はないということに制度的な欠陥があるのでしょう。利用する市民の立場からは、早急に改めるべきだと考えます。

(3) 任意後見契約が遺言書作成とセットで行われるケース

受任者を受遺者(遺言執行者となる場合が多い)とする遺言公正証書を締結し、遺贈を受けるというケースです。日本公証人連合会が作成した手引き「任意後見のすすめ」の最終ページでも「任意後見人の労苦に報いるために、任意後見契約を結ぶと同時に、公正証書を作成し、任意後見人により多くの遺産を相続させたり、遺贈をするのが適当な場合も少なくないと思われます。…」とあります。お世話になった方に遺贈するという純日本的な美談には違いありませんが、親族以外の弁護士や福祉施設や医師など第3者の任意後見人が受遺者になることは、利益相反行為や社会的・倫理的・道義的な非難が避けられない場合が多いのではないでしょうか。

2. 任意後見の裁判事例が示唆すること

〈主題と問題点〉

①老人ホームを経営する社会福祉法人の理事長(受任者)と入所者(委任者)が結んだ任意後見契約と遺贈

- の問題を巡って、「任意後見人による委任者の財産の横領及び業務上横領に当たる」として、委任者の甥 が告訴した事例
- ②委任者には、「接触欠乏性妄想症」が消長するという 10 年来の持病があった。家庭裁判所はこのことを認識しないまま、任意後見監督人を選任して契約が発効した。病歴等を十分に把握しなかった家庭裁判所には重大な瑕疵があるのではないか、
- ③施設を経営する社会福祉法人の理事長が個人的に任意後見人になるのは許されるのか、 なお、告訴人の甥は委任者の姉の子で、生前の叔母=委任者とはまったく面識がなかった。

〈経 過〉

- ①本人 A さんは大正 13 年生れで、事件当時 80 歳。父母と姉の 4 人家族。父親は皇宮警察官で家庭環境は 恵まれていた。昭和 20 年 3 月の東京大空襲に遭い、互いに生死不明のまま終戦を迎えた。A さんは自分 だけ生き残ったと思いこみ、父親の軍人恩給を受け、独身のまま 65 歳で退職し、B 市での生活を始めた。
- ②対人関係の乏しい生活の中で周囲とのトラブルが絶えず、B市役所高齢者福祉課の世話で養護老人ホームに入所した。その頃から被害妄想症状に陥り、精神科病院で「接触欠乏性妄想症」と診断されて任意入院となった。約7年間の入院を経て「社会的入院の解消」のために精神科病院を退院し、C市の社会福祉法人高齢者ケアホームに入所した。
- ③入所にあたり身元引受・保証を頼める親族もなく、万一の場合に備えて任意後見契約を利用するよう助言 されて手続きした。任意後見受任者は社会福祉法人理事長のDさん。公証人からこの点を質問されたが、 Aさんが「私が信頼しているのは施設ではなくD理事長です」と答え、そのまま認められた。
- ④入所後2年目にAさんは誤嚥性肺炎に罹り、「殺される」などの被害妄想の訴えも重なり、受任者Dさんは家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てた。肺炎治癒後もAさんの被害妄想が著しく、好辱的となり、褥瘡を生じて3か月後に死亡、市営の無縁墓地に納骨された。
- ⑤相続開始直後に甥のEと名乗る男性が現れ、「Aは私の母の妹だが、叔母の存在すら知らなかった。母は 私が7歳の時に病死した。父親はわからない。私は戦災孤児として施設で厳しく育てられた。80歳まで 一人ぼっちで生きてきた叔母がいとおしい。いくらお世話になったとはいえ、叔母の多額の遺産を施設関 係者が私するのは納得できない。財産横領と業務上横領にならないのか。叔母の遺産は国庫に返還すべき ではないか」と自筆の意見書を添えて告訴に及んで裁判が開かれた。

〈判決内容〉 裁判長が読みあげた判決内容は次のようなものでした(骨子)。

- ①任意後見人Dに対するAの財産横領、業務上横領については成立しない。
 - 任意後見契約の締結は本人が自分の意思で決めたことで、本人の希望で理事長個人が任意後見人になったことを公証人も確認している。ただ、(個人的意見になるが…と断りつつも)法的には問題ないが、道義的には問題ないわけではない。社会福祉という美名に隠れての問題行為とのそしりを受けかねない。
- ②Aさんの精神障害のことを家裁が認識しなかった点についても明白な瑕疵があったとは言えない。Aさんは、周囲の支援さえあれば社会生活可能と判断されており、任意後見契約のさいの診断書にも特に触れられていない(障害者手帳なし:筆者注)。
- ③申立人Eの敗訴のように見えるが、決して告訴の意とするところを否定するわけではない。平成 12 年に 創設された任意後見制度をAが自らの意思で利用されたことを、Aのためにもポジティブに理解してあげ てほしい。
- 裁判長の懇切丁寧な説明を受けたEさんは、十分に納得して心から謝意を表明した。

後日談:「戦争のためとはいえ、2人の姉妹が生死すら知らないまま別々の地で死んでいったのがあわれでならない、叔母の遺骨を同じところに葬ってあげたいのでほしい」とのEさんの希望もかなえられた。

〈教 訓〉 制度発足後約3年目の事件ですが、多くの貴重な教訓を与えてくれます。

- ①まずは任意後見人が遺贈を受けることの是非。第3者後見人が多額の遺贈を受ければ、後見人の関与を疑われるおそれがあります。自筆遺言書などによる場合はなおさらです。身寄りのない高齢者からやむを得ず遺贈を受ける場合は一定の歯止めが求められます。甥姪などがまったくいないケースは稀でしょうから。この場合、遺言公正証書であれば水面下で処理され、それきりになっていたかもしれません。
- ②Aさんが、姉が戦禍を生き延び、甥の存在を知っていたら、第3者後見人に遺贈したでしょうか。
- ③甥が主張するように、なぜ法人ではなく理事長個人が受任者=受遺者なのでしょうか。施設関係者が入所者から遺贈を受ける行為は利益相反行為? 個人で引き受けたのはそれを回避するための意図的なもの? 裁判長も指摘するとおり、ある種のうさん臭さが残ります。勿論、善意の場合もあるでしょうが。
- ④裁判では、この姉妹と甥がたどった数奇な運命が明らかになりました。病名からは、不安感や孤独感とは 表裏一体の依存症を示唆します。理事長には遺贈を放棄する(一部でも)選択肢もあったでしょうに。
- ⑤判決について。身寄りのない高齢者が介護施設に入所するさい、身元引受・保証という弱みや不安感に付け込み、施設関係者や出入り業者との間で任意後見契約を結ぶことが流行です。一歩先は遺贈です。裁判長の思いとは違い、「後見ビジネスの免罪符になりかねない」といっては言い過ぎでしょうか。
- ⑥そもそも精神障害を持ったAさんに、創設間もない任意後見契約の知識、判断能力、理解力が果たしてあったのでしょうか。裁判長のように、美談に仕立てあげるのは少し無理があるかもしれません。
- ⑦お世話になった人に報いるという風習は耳に心地よいものです。身寄りのない高齢者が増える中で、悪しき動機を持った代理人が任意後見制度を濫用して後見ビジネスに走る、こんな悪習を蔓延させないための 歯止めが必要です。結局は、社会の健全な理解力、倫理感、日常の常識に帰着するのでしょう。

※本事例は当会会員が深く関与したケースです。

VI 任意後見に対する当会の基本姿勢(行動指針)

- 1. 当会は、任意後見契約の受任者となる場合は本人との信頼関係を前提とし、本人の判断能力、知識、経験及び財産の状況に十分配慮して適正な契約内容で結びます。
- 2. 当会は、将来型任意後見契約以外の即効型及び移行型任意後見契約を結びません。 従って、財産管理に関する委任契約を結びません。
- 3. 当会は、任意後見契約における受任者の義務を徹底するため、委任者が「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況(補助レベル)に達したときは、当会は、 遅滞なく、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の請求をしなければならない」と の文言を契約書上に織り込みます。
- 4. 当会は、原則として任意後見委任者からの遺贈を受けません。
- 5. 当会は、任意後見契約に関連して当会が受遺者となるような「遺言公正証書」を結び ません。
- 6. 当会は、任意後見契約に関連して、身寄りのない委任者が有料老人ホームなどの施設 に入所するさいの身元引受・保証を引き受ける見返りとして、特別の利益供与を求め る行為をいたしません。

VII 任意後見のご相談は当会へ

当会は、東京大学市民後見プロジェクトの修了生などが平成23年2月に設立した団体です。26年3月にはこれまでの公益的な活動が評価されて、千葉県知事より認定NPO法人に認定されました。

当会の成年後見制度に関する無料相談会をお気軽にご利用下さい。

- ①継続的見守り契約、任意後見契約、いざという時の意思表示、 死後事務委任契約までの「東葛見守り・安心プラン」などのご相談
- ②身寄りのない方が施設入所するさいの身元引受・保証などの悩みやご相談
- ③親族後見に関する悩みやご相談など



〈編集後記〉

★編集の過程で多くのことを学びました。★一つは、任意後見の危うさです。使い方次第では、薬にも毒にもなります。★二つは、韓非子の「非理法権天」の教えです。法律は人間が守るべき最低限の規範です。専門性だけでは間口が狭くなります。普通の常識に立ち返ることが大切です。★三つは、自らへの戒めです。市民後見の原点はあくまで社会貢献、職業でも、仕事でも、損得勘定でもありません。でも、「社会貢献」という美名に隠れて「衣の下の鎧」を見透かされるような言動をすれば、すべてが終わります。★最後は、ゆるぎない信念です。倫理とは組織が生きていくための規範であり、倫理的に活動することは究極的に経済合理性とも一致するはずです(h)。

認定NPO法人東葛市民後見人の会 法人後見部 業務監査室 研修委員会

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email Info@t-shimin-kouken.org

URL http://t-shimin-kouken.org

支部 我孫子 柏 鎌ケ谷 流山 野田 松戸

会員数 148 名 (26/3 現在、正会員83 名、賛助会員65 名)

平成27年1月作成

〈資料編〉

書式例1

継続的見守り契約書

(契約の目的)

第1条 委任者 (以下「甲」という。)及び受任者 認定NPO法人東葛市民後見人の会(以下「乙」という。)は任意後見監督人が選任されて別途締結した任意後見契約(平成26年 月 日付千葉地方法務局所属公証人作成任意後見契約公正証書)が効力を生ずるまでの間、又は第5条もしくは第6条第1号から 第6号に定める事項の生ずるまでの間(以下「本契約期間」という。)、「市民が市民を支える」社会を実現するという価値観を共有し、面談等を通してお互いの信頼関係を深めるとともに、乙は甲の尊厳と意思を尊重し、身上面に十分配慮することを目的として、継続的見守り契約(以下本契約という。)を締結する。

(訪 問)

- 第2条 本契約期間中、乙は、第1条の目的を達するため、甲の生活の本拠地を毎月1回、定期的に 訪問して甲と面談し、甲の生活状況及び心身の健康状態の把握に務めるものとする。
- 2 前項の具体的な訪問日は、甲と乙の協議によって定める。
- 3 甲および乙は、電話連絡等を通して前条の面談を相互に補完する。
- 4 乙は、第1項に定める訪問日以外であっても、乙が特に必要と認めた場合または甲から 要請があった場合は、随時訪問し、面談する。
- 5 甲は、乙の訪問・面談が、第1条に定める事務を行うためのものであって、甲の身辺の世話や、 世間話の相手、買い物の手伝い等のためのものでないことを承知する。

(見守り義務)

- 第3条 乙は、前条の訪問を通じて、家庭裁判所に対する任意後見監督人選任の請求をなすべきか 否かを、常に考慮し、判断しなければならない。
- 2 前項のほか、乙は、甲の身上面にも十分配慮し、甲が加療を要する傷病を負ったことを知ったとき は、必要があれば受診・入院等の手配をする。

(報酬)

- 第4条 甲は、乙に対し、第2条第1項に定める定期的な連絡に関する報酬として、金※ 円を支払う。 ※1回あたり5,000円程度が普通です。
- 2 前項の支払い方法は、本契約時に6か月分を一括して支払い、以後6か月経過ごとに次の6か月分を一括して支払うものとする。ただし、本契約が期間の途中で終了した場合は、乙がすでに受領済みの報酬は、終了月以降の分を月割計算し、甲、甲の相続人又は甲の法定代理人に返却するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、第2条第4項に定める不定期の訪問に関する報酬として、1回の訪問につき金5,000 円を当該事務終了後に加算して支払うものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、いつでも本契約を解除することができる。

2 乙は、本契約の趣旨に照らし正当な理由がない限り、本契約を解除することができない。

(契約の終了)

- 第6条 本契約は、次の事由により終了する。
- (1) 甲が死亡したとき又は乙が解散したとき
- (2) 甲又は乙が破産手続開始の決定を受けたとき
- (3) 甲が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき
- (4) 任意後見契約が解除されたとき
- (5) 任意後見監督人選任の審判が確定したとき
- (6) 乙がNPO法につき、戒告・業務停止・業務禁止の懲戒を受けたとき

(守秘義務)

第7条 乙は、本件事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲および乙が署(記)名押印の上、各自1通を所持するものとする。

以上

平成 年 月 日

委任者(甲)住 所

氏 名

受任者(乙)

住 所 千葉県我孫子市湖北台6丁目5番20号 氏 名 認定NPO法人東葛市民後見人の会 理事長 星野 征朗

任意後見契約公正証書

本公証人は、委任者 (以下「甲」という。)及び受任者認定NPO法人東葛市民後見人の会 (以下「乙」という。)の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。 [契約の趣旨・契約の発効]

- 第1条 甲は、乙に対し、今後病気等により正常な判断ができなくなった場合に備え、平成 年 月日、任意後見契約に関する法律(以下「任意後見契約法」という。)に基づき同法第4条1項所定の要件に該当する状況(精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況)における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「後見事務」という。)を委託し、乙はこれを受任する。
- 2 前項の契約(以下「本契約」という。)は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 3 本契約締結後の甲乙間の法律関係については、任意後見契約法及び本契約に定めるもののほか、民 法の規定に従う。

〔後見事務の範囲・管理対象財産〕

- 第2条 甲は、乙に対し、別紙1「代理権目録」(同目録第1代理権を付与する事項及び第2の「同意(承認)を要する旨の特約目録」)記載の後見事務(以下「本件後見事務」という。)を委任し、その事務遂行のための代理権を付与する。
- 2 乙は、同代理権目録第2「同意(承認)を要する旨の特約目録」所定の事務を行なうときは、任意 後見監督人の書面による同意を得るものとする。
- 3 乙が本件後見事務により管理する財産は、甲の所有する全財産とする。

[任意後見監督人の選任]

第3条 本契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、<u>乙が本契約による後見事務を行なうことを相当と認めたときは、乙は、遅滞なく、家庭裁判所に対し任意後見</u>監督人の選任の審判を申し立てなければならない。

[本人の意思の尊重・身上配慮義務]

第4条 乙は、本件後見事務を遂行するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮する ものとし、その事務遂行のため、月2回程度を基準にして甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助 者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受 けるなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

[「いざという時の意思表示」]

第5条 乙は、本契約第2条の代理権目録に定めた後見事務を遂行するに当たって、甲の作成にかかる別紙「いざという時の意思表示(公正証書)」(平成 年 月 日付千葉地方法務局所属公証人〇〇作成同年第〇〇〇号公正証書。同公正証書については、甲の希望により謄本1通を作成し、乙に交付済みである。)を本人の意思として尊重し、これに沿った内容の介護、福祉、医療その他のサービスが実現するように努めるものとする。ただし、この「いざという時の意思表示」によって代理権目録に記載した乙の代理権に制限を加えるものではなく、また、乙がこの「いざという時の意思表示」の内容に沿って本件後見事務を行なうことが甲の福祉に適当でないと判断したときは、任意後見監督人との協議により「いざという時の意思表示」の趣旨を斟酌し、より適切な本件後見事務を行なうものとする。

[証書等の保管等]

- 第6条 乙は、甲から本件後見事務遂行のために次の証書等(以下「証書等」という。)の引き渡しを受けたときは、甲に対しその明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。
 - ①登記済権利証 ②実印・銀行印 ③印鑑登録カード ④預金通帳、株券その他の有価証券 ⑤年金 関係書類 ⑥キャッシュカード ⑦重要契約書類 ⑧保険証券 ⑨その他甲と乙が合意したもの
- 2 乙は、前項の証書等の引き渡しを受けたときは、これを保管するとともに、本件後見事務遂行のために使用することができる。
- 3 乙は、本契約の効力発生後甲以外の者が第1項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引き渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- 4 乙は、本件後見事務を遂行するために必要な範囲で甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見 事務に関連すると思慮するものを開封することができる。

[書類の作成]

- 第7条 乙は、本件後見事務を遂行するに当たり次の書類を作成保管するものとする。
 - (1)任意後見監督人選任時における財産目録及び証書等の保管等目録
 - (2)本件後見事務に関する会計帳簿及び事務遂行日誌
 - (3)本件後見事務終了時における事務引継関係書類及び財産目録
- 2 乙は、前項の作成書類を本契約終了後10年間保存しなければならない。

〔費用の負担〕

第8条 乙が本件後見事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とし、乙はその管理する甲の財産から、これを支出することができる。

〔報 酬〕

- 第9条 甲は、乙に対し、任意後見監督人を選任して後見事務を開始するための報酬として、金5万円 (消費税及び印紙代、交通費等の実費別)を支払うものとし、乙は、本契約の効力発生後その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。この報酬には、任意後見監督人選任申立書作成並 びに申立手続き報酬および財産目録作成報酬を含む。
- 2 甲は、乙に対し、本契約の後見事務処理の報酬として、月額金 ※ 円を翌月1日に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。ただし、乙の事務処理が出張を伴い、その事務処理時間が5時間を超えた場合は、1日につき3時間以内は金4千円(消費税及び交通費等の実費別)を、3時間を超えるときは金8千円(消費税及び交通費等の実費別)を別途支払うものとする。 ※個々のケースで違いますが、ボランタリーな報酬で対応できます。
- 3 甲は乙に対し、乙が行う継続的管理事務以外の事務に関する報酬及び日当を次の各号の基準により 支払うものとし、甲の財産からその支払いを受けることができる。

(1)報酬

乙が各種の手続申請等継続的管理事務以外の事務を処理する場合は、金1万円から2万円までの範囲内で手続き内容を勘案して乙が定める。

(2)日当

1時間につき金1千円以内とし、以下の基準に基づき算出するものとする。

ア 原則として、代理権目録1に記載した事務に要した時間については適用しない。

- イ 代理権目録2に記載した事務遂行のために必要となる、関係者との事前打合せや報告・説明・調査等に要した時間で、第7条第1項(2)の事務遂行日誌に記載したものに限り適用する。
- ウ 本項(1)の報酬と重複して算出することはできない。
- エ 1日当たりの日当金額は金10,000を限度とする。
- オ 出張を要するものについては、前項ただし書きを適用し、本項は適用しない。
- 4 第2項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の うえ、これを変更することができる。
 - (1)甲の生活状況又は健康状態の変化
 - (2)経済情勢の変動、その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 5 前項の場合において、甲がその意思表示をすることができない状況にあるときは、乙は、任意後見 監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。
- 6 第3項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

[報告等]

- 第10条 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
 - (1)乙が管理する甲の財産の管理状況及び甲の身上監護につき行った措置
 - (2)費用の支出及び使用状況及び報酬の収受
- 2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。 [契約の解除]
- 第11条 任意後見監督人の選任される前においては、甲又は乙はいつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。
- 2 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判 所の許可を得て、本契約を解除することができる。

[契約の終了]

- 第12条 本契約は、次の場合に終了する。
 - (1)甲が死亡または破産したとき
 - (2)甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき
 - (3)乙が解散または破産、その他の事由により事業を終了したとき

〔終了時の財産の引継〕

- 第13条 乙は、本契約が終了した場合は、本件後見事務を甲、甲の相続人、遺言執行者、受遺者、相 続財産管理人又はその他甲の法定代理人等に速やかに引き継ぐものとする。残余財産、帳簿類及び証 書類等の引き渡しについても同様とする。
- 2 前項の事務遂行に要する費用は、甲の財産から支出する。
- 3 第1項の場合において、甲の死亡により終了した場合に限り、甲は乙に対し、第1項の事務遂行に 対する報酬を支払うこととし、甲の財産から支出する。
- 4 第3項の報酬額は金5万円以内とし、手続内容を勘案して乙が定める。但し、乙が甲の遺言執行者 に就任する場合は遺言執行報酬に含まれるものとし無償とする。

[後見登記]

- 第14条 乙は、本契約に関する登記事項につき変更が生じたことを知ったときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、終了の登記申請をしなければならない。

[守秘義務]

第15条 乙は、本件後見事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

[後見等開始審判の申立て]

- 第16条 本契約締結後、甲の利益のため特に必要があると認めるときは、乙は、家庭裁判所に対し、 後見等開始の審判の申立てをすることができる。
- 2 乙が前項の申立てをしたときは、甲は乙に対し、報酬として金5万円(消費税及び印紙代、交通費等の実費別)を支払うものとする。

〔後見事務担当者の届出〕

第17条

乙は、甲に対し、後見事務を行なうに当たり後見事務担当者を選任し届けるものとする。

代理権目録

第1 代理権を付与する事項

- 1 財産の管理、保存及び処分に関する事項
- 2 金融機関等との預貯金取引及び貸金庫契約に関する事項
- 3 投資信託の管理・解約・売却及び有価証券の管理・売却、その他株式等証券取引、為替取引、これ らに類する一切の金融商品取引
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出・費用の支払い等に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の購入に関する事項
- 6 借家契約の締結、変更、解除などに関する事項
- 7 相続の承認及び放棄、遺産分割又は遺留分減殺請求に関する事項
- 8 保険・共済契約の締結、保険金等の受領など保険に関する事項
- 9 各種登記の申請、住民票・戸籍謄抄本・登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求・ 受領
- 10 信書・封書(郵便物)の受領
- 11 要介護認定の申請、認定の承認又は異議申し立て等に関する事項
- 12 介護契約、その他の福祉サービスの利用契約に関する事項
- 13 有料老人ホームの入居契約を含む福祉関係施設への入所に関する契約、その他の福祉関係の措置等に関する事項
- 14 居住用不動産のリフォーム及び修繕に関する事項
- 15 医療契約、入院契約に関する事項
- 16 訪問販売、通信販売等各種取引の申込みの撤回、契約の解除、契約の無効、取り消しの意思表示 並びに各種請求に関する事項

- 17 各種紛争処理のための裁判外の和解(示談)、仲裁契約及び弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟 法第55条第2項の授権をすること
- 18 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 19 復代理人の選任及び事務代行者の指定に関する事項
- 20 以上の各事項に関する一切の事項

第2 同意(承認)を要する旨の特約目録

- 1 不動産の処分
- 2 福祉関係施設、有料老人ホームへの入所・入居契約の締結、変更及び解除
- 3 弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項について授権すること
- 4 復代理人の選任

「いざという時」の意思表示公正証書

本公証人は、〇〇 の嘱託により、平成〇 年〇 月〇 日、その陳述内容が嘱託人の真意に基づくものであることを確認の上、以下のとおり陳述の趣旨を録取し、公正証書を作成する。 — 私、〇〇 は、本公正証書とは別に私の身上監護及び財産管理に関し、任意後見契約を結びました(平成 年 月 日付千葉地方法務局所属公証人〇〇作成同年第〇〇〇号公正証書)が、万一の場合に備えて、私を支えている方々に以下の要望と希望を宣言します。

私が、健康で自らの意思に基づいて財産の管理、処分、事務処理また医療行為の判断等ができる間は、なるべく自分で処理したいと思いますので、任意後見の受任者は、私の指示する部分についてのみ代理してください。この宣言は、私が撤回しない限り、これを尊重してください。もちろん、財産等からして無理ならやれる範囲でお願いいたします。

第1. 介護について

- (1)介護の希望 今の自宅での、財産に応じた手厚い介護を希望します。
- (2)施設に関する希望

上記(1)に記載した通り、今は自宅を終の棲家として生活したいと考えています。

しかし、介護サービスを利用しても客観的に在宅での生活が難しい状態になった場合には施設の 入所手続きをしてください。その際はできるだけ現在の住所に近く、また静かな場所で、少し利用 料が高くてもきれいな場所を選んで欲しいです。

(3)施設に入所が決まり、自宅に帰ることができなくなった場合には自宅の賃貸契約を解約してください。その場合、自宅内の動産は予め私が、施設に持っていくもの、思い出の品など捨てないものを指示しておきますのでその他は処分してください。

第2. 医療行為について

1 医療行為についての意思

医療行為については、その時考えます。ただし、私がその時意思表示できないときは、次に掲げる 内容に従って実施してください。ただし、私の苦痛を和らげる処置は最大限実施してください。

(1)回復可能な医療、すなわち障害を残すことなく治療する医療は行ってください。

しかし、人として尊厳を保てない永続する障害を残す回復不可能な結果になる医療行為はのぞみません。

- (2)緩和ケア、すなわち痛みと苦痛はとって下さい。痛みを最小限にする方法として、麻薬(モルヒネなど)を使用してください。
- (3)点滴(輸液)は、脱水の治療などで最小限度行ってください。すなわち、私の苦痛を和らげる処置としての点滴(カロリー輸液)は、最小限度でしてください。
- (4)レントゲン検査、血液検査、抗生物質投与は安楽を増す目的以外にはしないで下さい。しかも延命に繋がる、手術などはしないで下さい。集中治療室ICUでの治療も必要ありません。
- (5)基本栄養は、食事として口から食べさせて下さい。問題がないようなら、必要な水分はすべて口から与えてください。
- (6)胃ろう(経管栄養)は、行わないでください。また、延命に繋がる経鼻胃チューブもやらないでく

ださい。

(7)インフルエンザの予防接種等一般的になされる予防接種については行ってください。

2 手術等医療行為の場合の同意書

医療行為の同意書については、その時考えます。ただし、私がその時意思表示できないときは、次に掲げる者(任意後見契約の受任者)とします。

理事長 星野征朗

3 延命治療に関して

不治の状態に陥り既に死期が迫っていると医師2名により診断された場合には、死期を延ばすためだけの延命措置は一切行わないでください。

私は日本尊厳死協会に入会し会員になっています。

入会日 〇〇 年 月 日

会員番号 ○○ です。協会の「尊厳死の宣言書」に平成 年 月 日付で署名しています。

第3. 葬儀・埋葬について

1 葬儀と埋葬の希望

任意後見受任者を葬儀執行人として関係者による簡素な葬儀をお願いします。

葬儀は○ 葬儀場(電話番号) にてお願いいたします。葬儀費用は支払 済みです。

供養及び納骨並びに永代供養については、菩提寺である○○寺(所在:

電話番号:) に依頼することでお願いします。

2 死亡の場合の連絡先について

菩提寺である○○寺のご住職に私の葬儀にお出で頂き、読経をあげていただくことでお願いしてありますのでご連絡ください。 →または、別にしたためます。

第4. ペットや家具などの取扱いについて →これらの希望を示すこともできます。

以上

書式例4

死後事務委任契約公正証書

本公証人は、委任者 (以下甲という。)及び受任者認定NPO法人東葛市民後見人の会(以下乙という。)の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条 甲は乙に対し、甲と乙との間で本契約と同時に締結する「任意後見契約」に付随する契約として、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

(委任事務の範囲)

(契約の趣旨及び発効)

- 第2条 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務(以下「本件死後事務」という)を委任する。
 - (1)菩提寺への連絡事務
 - (2)密葬、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
 - (3)医療費、老人ホーム等の施設利用料その他一切の債務弁済事務
 - (4)家財道具や生活用品の処分に関する事務
 - (5)行政官庁等への諸届事務
 - (6)以上の各事務に関する費用の支払い
 - 2 甲は、乙に対し、前項の事務処理にあたり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

(葬儀)

第3条 葬儀は○○ 葬祭場(住所 電話番号)に依頼する。

(納骨、埋葬、永代供養)

第4条 第2条第1項の納骨及び埋葬は、次の場所にて行うものとする。

○○寺(住所 電話番号)

2 乙は甲の預託金の中から、甲の永代供養の費用として葬儀終了後納骨の際、菩提寺である○○寺(住所 電話番号)に金100万円※を支払うこと。 ※一般的な金額です。

(連絡)

第5条 甲が死亡した場合、親族等への連絡は不要である。

(費用の負担)

- 第6条 乙が本件死後事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の費用及び4条2項の費用につき、甲から予め預託金として金100万円を預り、預託金の中から支払うものとする。預託金が不足する場合は遺言執行者もしくは相続人から支払いを受けることができるものとし、預託金が余った場合は遺言執行者もしくは相続人に返却するものとする。
- 3 乙は預託金を預かった場合は甲に対して保管方法を記載した預かり証を甲に交付するものとする。 (報酬)
- 第7条 甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金5万円(消費税別)を支払うものとし、本件 死後事務終了後、乙は、その管理する甲の財産から、または甲の遺言執行者もしくは相続人より甲の 遺産の中から、支払いを受けることができるものとする。

(契約の変更)

第8条 甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができるものとする。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、本契約を解除することができる。
 - (1)乙が甲の財産を故意又は過失により毀損し、その他乙の行為が甲に対して不法行為を構成し、そのために乙との信頼関係が失われたとき
 - (2)乙が本件死後事務を遂行することが困難となったとき
- 2 乙は、経済情勢の変化、その他相当の理由により本契約の達成が不可能もしくは著しく困難となったときでなければ、本契約を解除できないものとする。

(委任者の死亡による本契約の効力)

第10条 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約 上の権利義務を承継するものとする。

(契約の終了)

- 第11条 本契約は、次の場合に終了する。
 - (1)甲が破産手続き開始の決定を受け、又は後見、保佐もしくは補助開始の審判を受けたとき。但し、後者にあって甲の相続人に本件死後事務を行うものがいない場合を除く。
 - (2)乙が解散または、破産その他の事由により事業の継続ができなくなったとき。
 - (3)甲と乙が別途締結した「任意後見契約」(平成 年 月 日付千葉地方法務局所属公証人〇〇 作成同年第〇〇〇号公正証書)が解除されたとき。

(管理財産の返還、清算)

- 第12条 本件死後事務が終了した場合、乙は、その管理する甲の財産から費用及び報酬を控除し、残余財産については、これを遺言執行者、相続人または相続財産管理人に返還しなければならない。 (報告義務)
- 第13条 乙は遺言執行者、相続人又は相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告するものとする。
 - (1)本件死後事務につき行った措置
 - (2)費用の支出及び使用状況ならびに報酬の収受

(守秘義務)

第14条 乙は本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。